

役場職員募集
資格 初任給以上、男女不問
待遇 初任給二二、〇〇〇円
半年後試験合格者二二、九三〇円
退職手当、扶養手当、賞与年三回
夏給年一回、退職金、退職年金引
出あり。
面接 二月下旬
希望者は三月八日までに履歴書
、成績証明書、人物写真を封筒に
まで提出してください。

発行 額田町幸田町
編集 幸田町企画室
印刷 合資会社印刷所

広報こうた

No.92 昭和40年3月1日

ラジオ農学校テキスト予
約とりまとめのお知らせ
四月から一年間ラジオ農学校
テキストを用いてラジオと合せて新
しい農業を学びましょう。
テキスト内容
○自立経営を目指す方への適切
な指導書です。
○東海四県下の豊富な経営事例に
基づく実用解説。
○最新の作業別集申編成。
○放送と合せて利用出来るよう編
集されています。
定価二二〇円、郵送料九〇円(予
約の方は一八〇円送料不要)
テキストの予約申込みは……
役場産業課へ申込みください。

順調に進む幸田町建設工事

町道幸田・岡崎線 道路改良工事始まる

大草町内長道幸田岡崎線からゴ
チとなる計画で、工場等も作っ
つた下、久保町、長塚を経て岡
崎市幸田町、美合町方面へ通ず
るこの道路を新設しようとする計
画も協議をしておりますが、昭和
三十九年度はゴルフ場から北へ久
保町内西を改良、新設することに
なり去る十九年度工事の整備入札を
した結果第一次分として延長五百
八十メートルを百五十五万円で言
良建設株式会社が取注うことにな
りました。

地蔵堂橋も近く着工

岩瀬池内尾瀬川湖沼の地蔵堂橋
も尾瀬川改修により架けられたが
その十年余り経て老朽したため
架け換えすることになり設計も決
やろうといった試みで幸田の養馬
良建設株式会社が取注うことにな
りました。

育すう所建設も進む

坂崎、石塚両地区に育すう所を
建てようとする関係者主体となっ
て進められ土地を買収し、次いで育
すう協賛組合も発足して、農業構造
改善地方振興事業として育すう協

蔵西橋の架け換え

蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え

工事も着工

蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え
蔵西橋の架け換え

橋の長さ

橋の長さ
橋の長さ
橋の長さ
橋の長さ



写真説明 (上) 遠望 蔵西橋 (下) 育すう場

林道遠望線開設近し

町道幸田・岡崎線

町道幸田・岡崎線
町道幸田・岡崎線
町道幸田・岡崎線
町道幸田・岡崎線

果工事も着々進む

果工事も着々進む
果工事も着々進む
果工事も着々進む
果工事も着々進む

河川や道路へ

河川や道路へ
河川や道路へ
河川や道路へ
河川や道路へ

三月の心配事相談日

三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日

三月の心配事相談日

三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日

三月の心配事相談日

三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日

よい耳で 人も社会も栄えいく

耳の日のついで

耳の日のついで
耳の日のついで
耳の日のついで
耳の日のついで

戸籍の話(その一)

戸籍の話(その一)
戸籍の話(その一)
戸籍の話(その一)
戸籍の話(その一)

わかりやすい

わかりやすい
わかりやすい
わかりやすい
わかりやすい

河川や道路へ

河川や道路へ
河川や道路へ
河川や道路へ
河川や道路へ

三月の心配事相談日

三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日

三月の心配事相談日

三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日
三月の心配事相談日

固定資産課税台帳の従覧始まる

期間は3月1日より20日まで

幸田町告示第26号
地方税法 第415条の規定により固定資産課税台帳を次のように関係者の従覧に供します。

昭和40年2月18日
幸田町長 本田 桂

一 従覧場所 幸田町役場
一 従覧期間 昭和40年3月1日から同年3月20日まで(毎日午前8時30分から午後5時まで)

一 なお固定資産課税台帳に登録された決定価格に対して不服のあるときは従覧期間後10日以内に異議の申立をすることができます。以上

わかりやすい 戸籍の話(その一)

一、子供が生まれたときは、〇〇戸籍(父Aさん)の戸籍に属する。

二、養子縁組をしたときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

三、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

四、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

五、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

六、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

七、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

八、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

九、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

十、養育費を請求するときは、〇〇戸籍(養父Bさん)の戸籍に属する。

